

令和6年度
集団指導
資料

令和7年3月
焼津市地域包括ケア推進課

1 介護サービス事業者が遵守すべき法令等について

【基本法令】

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

介護保険法令等により、事業者の**義務**が定められています。（法第73条・74条ほか）

- 要介護者・要支援者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、事業者自らが提供するサービスの質の評価を行うこと
- 人員・設備・運営等の指定基準に従うこと
- 要介護者・要支援者の人格を尊重し、法令を遵守し、要介護者・要支援者のため忠実に職務を遂行すること

また、以下に記載する人員・設備・運営等の基準には、一般原則として、事業者は利用者の人格を尊重すること、人権擁護、虐待防止等のため必要な体制を整備し、従業者に研修を実施する等の措置を講じることなどが規定されています。

【事業者が遵守すべき人員・設備・運営等の基準等について】

地域密着型（介護予防）サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業実施事業者が遵守すべき基準は、国の基準に沿って、焼津市が条例や規則で定めています。事業者は、この基準及び国が発出する基準の解釈通知に従って事業を行ってください。

また、解釈通知によると、基準は「その目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの」であり、事業者は「常にその事業の運営の向上に努めなければならない」とされています。基準は、必要最低限度のものなので、事業者自らが常にサービスの質の向上に努めることが求められます。なお、事業者は基準及び解釈通知以外にも、介護報酬請求について定めた告示及び留意事項通知、関連する告示、通知、Q&A 等について、理解している必要があります。

地域密着型サービスの基準等

<市の定める基準>

- 焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年焼津市条例第12号）
- 焼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年焼津市規則第18号）
- 焼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密

着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年焼津市条例第 13 号）

- 焼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年焼津市規則第 19 号）

<国の定める基準>

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

<基準についての解釈通知>

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）

居宅介護支援の基準等

<市の定める基準>

- 焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年焼津市条例第 13 号）
- 焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 30 年焼津市規則第 7 号）

<国の定める基準>

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

<基準についての解釈通知>

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定

に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)

介護予防支援の基準等

<市の定める基準>

- 焼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年焼津市条例第 20 号）
- 焼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成 27 年焼津市規則第 23 号）

<国の定める基準>

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

<基準についての解釈通知>

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

- 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）

介護予防・日常生活支援総合事業の基準等

<市の定める基準>

- 焼津市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成 29 年焼津市規則第 14 号）

<国の定める基準>

- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年厚生労働省告示第 84 号）

<基準についての解釈通知>

- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和 6 年 3 月 15 日老認発 0315 第 4 号）

<介護報酬請求や加算・減算について定めた国の告示及び留意事項通知>

- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）

- 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号）
- 焼津市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成 29 年焼津市規則第 12 号）

※費用の額の算定に関する基準中の「別に厚生労働大臣が定める基準」、「別に厚生労働大臣が定める施設基準」等の告示についても確認する必要があります。

- 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
- 「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
- 「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号） など

※焼津市が定める基準は、焼津市ホームページに掲載しています。

地域密着型サービス

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/mitchaku-shinsei.html>

居宅介護支援・介護予防支援

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/kyotakukaigo-shinsei.html>

介護予防・日常生活支援総合事業

<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/service/yobou/index.html#kijun>

※介護サービス関係 Q&A は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

2 介護保険事業者への指導・監督について

市が行う事業者の指導監督について

【運営指導、集団指導】

事業者を育成・支援することを目的として、個々の事業所への運営指導（3年ごと）及び全事業所への集団指導（年1回）を行います。基準等に定めるサービスの取扱いや介護報酬請求等について周知徹底することにより、サービスの質の確保・向上、保険給付の適正化を目指します。

事業者は、自ら法令（人員・運営基準や報酬基準）を守る責任があります。

【監査】

人員・運営基準違反や不正請求、虐待が認められる（疑いがある）場合に、その事実確認のために実施し、保険給付の適正化を図るものです。

【市の運営指導での確認事項】

- ・ 人員基準の遵守及び勤務体制の確保
- ・ 高齢者虐待防止
- ・ 身体拘束廃止
- ・ 事故防止対策及び苦情対応
- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 居宅サービス計画、個別サービス計画の適切な作成
- ・ 報酬請求について（運営基準の手順、加算の要件・根拠資料の確認など）

※介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの運営指導は、県による訪問介護・通所介護の指導時にあわせて行います。

高齢者虐待防止の徹底について

高齢者虐待防止に関する法律として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（平成17年法律第124号）があり、虐待の定義や順守事項、罰則等が定められています。

【高齢者虐待の類型】（施設・事業所の場合）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 例：平手打ちをする、殴る、本人に向けて物を投げつける、無理にベッドに抑えつける、移乗時に必要以上に身体を高く持ち上げる、食事を無理に口に入れる、緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束（縛り付ける、閉じ込める、薬を過剰に服用させ動きを抑制する）など
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養介護事業所の従業者が高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

	例：不衛生な状態で生活させる、必要な水分・食事を十分に与えない、必要な受診をさせない、処方どおりの服薬をさせない、ナースコール等を使用させない、必要なセンサーを切っておく、虐待通報義務を怠る、など
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと 例：怒鳴る、ののしる、脅す、悪口を言う、排泄の失敗などを嘲笑したり人前で話して恥をかかせる、排泄介助の際「臭い」「汚い」などと言う、子ども扱いする、無視する、車いすを速く走らせ恐怖を与える、など
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること 例：性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する、排せつや着替えの介助がしやすいという目的で（または排泄の失敗に対して懲罰的に）、下半身を裸にしたり下着のままで放置する、人前で排せつをさせる・おむつ交換をする、その場面を見せないための配慮をしない、など
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること 例：高齢者のお金を無断で使う、生活に必要なお金を渡さない、など

【事業者・従業員の責務について】

- ◆従業員は、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- ◆高齢者虐待を発見した者は、速やかに市へ通報してください。
- ◆事業者には、以下のことが求められています。

虐待の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等による予防的取組を通じて従業員の理解を促す
虐待等の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見したときの相談体制の整備 ・高齢者や家族からの苦情相談体制の整備 ・市窓口の周知
虐待等への迅速かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待が発生した場合には市へ速やかに通報する ・市町村の調査等に協力する <p>※なお、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことが高齢者虐待防止法に規定されています。</p>

※事業者には、事業所内での虐待や不適切なケアへの対応だけでなく、家族等養護者からの虐待やセルフネグレクトを発見した場合の対応も期待されます。

※従業員に虐待防止の研修をしていれば虐待は起こらないのでしょうか。また、虐待をしてしまった者だけに問題があるのでしょうか。勤務の状況や環境が原因の一つになることもあります。虐待に至る前に防げた可能性もあります。未然防止の取り組みはもちろんですが、起こってしまった場合には原因分析を行い、組織として、再発防止に取り組むことが大切です。

【虐待を発見したときの通報窓口】

※ 緊急性が高い場合は警察へ110番通報してください。

(緊急性が高い＝生命が危ぶまれるような状況が確認された、もしくは予測される場合)

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・器物（刃物など）による暴力または脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される 等

事業所内での虐待等が発見したときは、事業所の所在地の市町村へ

○焼津市役所 地域包括ケア推進課 事業者指導担当 電話：625-7020

家庭内での虐待等が発見したときは、市または地域包括支援センターへ

○焼津市役所 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進担当 電話：626-1219

○北部地域包括支援センター 電話：626-3219

○中部地域包括支援センター 電話：628-8811

○南部地域包括支援センター 電話：656-3322

○大井川地域包括支援センター 電話：664-2700

- ★ 地域包括支援センターでは、虐待防止や権利擁護を含む、高齢者にかかる総合相談を受け付けています。

身体拘束廃止の徹底について

すべての人は、自身の意思で自由に行動し、生活する権利があります。

正しい手続きによらない身体拘束は、虐待です。

正しい手続きをふむことは、身体拘束が真に必要なかを考えるための時間であり、自らの介護技術と向き合う時間でもあります。

【身体拘束がもたらす弊害】

<身体的弊害>

- ・関節の拘縮、筋力の低下、圧迫部分の褥瘡の発生 等
- ・食欲低下、心肺機能の低下、感染症への抵抗力の低下 等
- ・車いすに拘束している場合の無理な立上りによる転倒事故、ベッド柵を乗り越えようとしての転落事故、拘束具による窒息 等

<精神的弊害>

- ・本人に精神的苦痛を与え、人間としての尊厳を侵す
- ・認知症状がさらに進行する、せん妄の頻発をもたらす等のおそれ
- ・家族にも大きな精神的苦痛を与える
- ・スタッフが誇りをもってケアにあたれなくなる、働きがいや支援技術の低下を招く

<社会的弊害>

- ・介護保険施設等に対する社会的不信、偏見を引き起こすおそれ
- ・心身機能の低下による医療的処置の必要が生じ経済的な影響をもたらす

【運営基準上の規定】

<ul style="list-style-type: none"> • 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 • 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。（2年保存） 	<p>すべてのサービス</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 <p>※委員会にて検討する内容：身体拘束等について記録・報告するための様式の整備、身体拘束等についての報告、事例の集計・分析、事例の適正性と適正化策の検討、事例と分析結果の従業者への周知、適正化策の評価</p> ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 <p>*指針に盛り込む事項：身体的拘束等の適正化の基本的考え方、身体的拘束等適正化対策委員会その他事業所内組織に関する事項、身体的拘束適正化のための職員研修、身体的拘束等の報告方法、発生時の対応の基本方針、利用者等に対する指針閲覧の基本方針、その他身体的拘束等の適正化の推進に必要な基本方針</p> ③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 <p>※研修の頻度等：年2回以上及び新規採用時には必ず実施。研修の実施内容は記録する。</p> 	<p>〔グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護〕</p>

※ 入所系の事業所では、以下の場合に「身体拘束廃止未実施減算」の対象となります。

（小多機・看多機については、R7年3月31日までは減算が適用されませんが、上記の基準を守ってください。）

- 身体的拘束等を行う場合の記録をしていない
- 身体的拘束等の適正化のための委員会を3か月に1回以上開催していない
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない
- 身体的拘束等の適正化のための定期的な職員研修をしていない

【緊急やむを得ない場合とは】

次の3つの要件をすべて満たさなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと ○ 非代替性：身体拘束等以外に代替する介護方法がないこと ○ 一時性：身体拘束等は一時的なものであること |
|--|

また、実施の際は、慎重な手続きに沿って行うことが必要です。

- ※緊急やむを得ない場合であるのか、職員個々で判断せずに、**組織として判断することが**大切です。（拘束しない場合の危険、他の方法の有無、拘束の期間等も検討すること）
- ※利用者本人や家族に対して、身体的拘束が原則禁止であること、やむを得ず行う身体的拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めることが必要です。
- ※身体的拘束の実施後も、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、拘束を解除するための検討を行ってください。
- ※身体的拘束の様態、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録してください。

3 令和6年度から義務化された基準（令和3年改定分）

以下の4項目は、令和6年度に義務付けられた項目です。再確認するとともに、未対応の場合は至急対応してください。

(1)感染症対策の強化〔全サービス対象〕

感染症の予防及びまん延防止に関する取組の徹底を求める観点から次の①～③の取組が義務付けられました。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

(2)業務継続に向けた取組みの強化〔全サービス対象〕

感染症や非常災害発生時においても、介護の提供を継続的に実施できる体制を構築する観点から次の①～③の取組が義務付けられました。

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画の従業者への周知、研修・訓練の定期的な実施
- ③定期的な計画見直しと変更

注意：業務継続計画未策定減算あり（感染症予防まん延防止指針・非常災害計画作成があれば、R7年3月31日までは減算適用外）

(3)高齢者虐待防止の推進〔全サービス対象〕

利用者の人権の養護、虐待の防止等の観点から、次の取組が義務付けられました。

- ①虐待防止対策を検討する委員会の定期開催と従業者への周知徹底
- ②事業所における虐待防止のための指針の整備
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期実施
- ④虐待防止措置を適切に実施するため担当者の配置

注意：高齢者虐待防止措置未実施減算あり

(4)認知症介護基礎研修の受講〔地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・グループホーム・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設・看護小規模多機能型居宅介護・通所型サービス対象〕

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な取組が義務付けられました（採用後1年の猶予あり）。

4 令和6年報酬改定による基準改定

以下の項目は、令和6年報酬改定により、改定された基準です。該当するサービス、施行時期等、確認し対応をお願いします。

(1)重要事項のWeb公表（R7年4月1日～）〔全サービス共通〕

感染症の発生時等、事業所に出向かずに重要事項を閲覧できるよう、インターネット上（介護情報公表システムや事業所のホームページ）に情報を掲載することが義務付けられました。従来どおり、事業所内の掲示（配架）もしなければなりません。

(2)管理者の兼務範囲の緩和〔全サービス共通〕

人材不足解消、テレワーク等業務効率化の観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の他事業所（施設）に限定されないこととなりました。

〔解釈通知より〕

兼務が認められるのは、サービス提供状況を適切に把握し、業務管理や指示に支障が生じない場合である。また、事故発生時等の緊急時に速やかに駆けつけられない場合は、兼務が認められない。

(3)身体的拘束適正化の推進〔小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に新設〕

不適切な身体拘束の防止、利用者の人権の養護、虐待の予防等の観点から、次の取組みが義務付けられました。

- ①身体的拘束の適正化対策を検討する委員会の3か月に1回以上の開催と職員への周知
- ②身体的拘束の適正化のための指針の整備
- ③身体的拘束の適正化のための研修を定期実施

※注意：身体拘束廃止未実施減算あり（R7年3月31日までは減算適用外）

〔解釈通知より〕

- ①委員会では、身体拘束事例を集計、分析（発生時の状況、原因・結果の検証を行い、適正かの判断、適正化策などを検討する）し、分析結果を職員へ周知する。
- ②指針には、事業所における基本的考え方、組織、研修方針、対応方針などを定める。
- ③研修は、年2回以上開催し、新規採用時には必ず実施する。研修内容は、身体拘束の基礎知識とともに、事業所の指針に即したプログラムとする。

(4)医療機関との連携体制強化〔認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護〕

入居者の医療ニーズに対応する観点から、協力医療機関の要件が明確化され、年1回以上、入居者の急変時の対応を確認すること等が義務付けられました。

①協力医療機関の要件

〔認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設〕（努力義務）

- ・医師又は看護職員の相談体制を常時確保していること
- ・診療の求めに対する診療体制を常時確保していること

〔地域密着型特定施設入居者生活介護〕（R9.3.31 までは努力義務）

- ・ 医師又は看護職員の相談体制を常時確保していること
- ・ 診療の求めに対する診療体制を常時確保していること
- ・ 入居者の入院受入れ体制を確保していること

②年1回以上、入居者の急変時の対応を確認し、協力医療機関の名称や取り決め内容を市に届け出ること

③協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合、新興感染症発生時における対応について協議すること

④入居者が退院した場合に、速やかに再入居できるような体制とすること（努力義務）

⑤新興感染症発生時の対応を、第2種協定指定医療機関と取り決めておくこと（努力義務）

(5)利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討する委員会の設置（R9年

4月1日～）〔認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護〕

介護現場における生産性の向上のための取組みを促進する観点から、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減のための方策を検討する委員会の定期開催が義務付けられました。

〔解釈通知より〕

介護現場の生産性向上の取組みを促進するため、委員会のメンバーは幅広い職種により構成することが望ましく、外部専門家の活用も差し支えない。

委員会の開催頻度は、事業所ごとに適切に決定し、厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」を参考に取組みを進めることが望ましい。なお、事務負担軽減のため、事故発生防止委員会など、他の委員会と一体的に設置運営しても差し支えない。

⇒なお、この委員会を開催することが条件になっている加算として、生産性向上推進体制加算（新規）、夜間支援体制加算（要件変更、グループホームのみ）があります。

5 サービス実施上の留意点について

人員基準について

- 人員配置基準を満たしているか
- 管理者は常勤・専従か、兼務の場合は兼務体制は適切か
- 勤務実績及び従事時間の記録は保管しているか（タイムカード、出勤簿等）
- 兼務の場合は、兼務が認められる職種か
- 併設等の他施設・事業所との兼務の場合は、兼務が認められている施設・事業所間であるか
- 複数職種への従事の場合、それぞれへの配置を明確に区別し、それぞれの従事時間が明確であるか
- 必要な常勤の配置はあるか（「常勤」の要件を満たしているか）
- 資格や研修修了が要件となっている職種では、資格証や研修修了証などを事業者が保管しているか（その後に姓が変わった場合は証明書類があるか）
- 雇用契約書は保管しているか

- ・例えば、雇用契約上は常勤でも、併設施設の別々の事業所へ時間を切り分けて配置している場合は、それぞれの事業所における時間数が常勤に満たなければ「非常勤」となります。
- ・ただし、管理者については、管理業務に支障がなく、兼務が認められる他の施設・事業所等の職種を兼務する場合は、常勤として認められます（兼務可能な施設・職種等については人員基準の各サービスの該当箇所を確認してください）。
- ・人員基準欠如減算に該当しない場合でも、人員配置基準を満たせない場合は指定の取消しや停止の対象となること、介護保険法 78 条の 10 に規定されています。

設備について

- 各サービスごとの設備基準で備えることとされている設備（食堂、機能訓練室、居室、浴室、事務室、相談室等）は、届出と異なる使用をしていないか
- 静養室を物置にしていないか
- 機能訓練室の一部を別の用途で使用しているため必要な面積が確保されていない、ということはないか

避難経路を確保するため、階段や通路、出入口に荷物を置かないようにしてください。

秘密保持について

- 個人情報の使用にあたり、利用者から同意を得た上で使用しているか
- 利用者の家族等の個人情報を使用する際は、利用者の家族等からも同意を得ているか
- 従業者（退職後も含む）が利用者等の秘密を保持するための必要な措置を講じているか

- ・利用者の同意を得る前に個人情報を使用することがないように注意してください。
- ・「おたより」や掲示物などに写真を掲載したい場合も同意を得る必要があります。

・事業所では大量の個人情報を取り扱います。書類やデータの保管、情報の紛失や漏洩に細心の注意を払い、日常から予防対策を講じるようにしてください。

非常災害対策について

- 火災、風水害、地震等に対応するためのマニュアルや連絡網等が整備されているか（必要な見直しをしているか）
- 各マニュアルは従業者に周知されているか

・非常災害発生時に適切に対応できるよう、火災、風水害、地震等に対応するための具体的な計画を整備する必要があります。災害に係る業務継続計画と一体的に策定する場合は、それぞれに対応する項目を適切に設定してください。

・各事業所の非常災害対応計画等に沿って、定期的に訓練等を実施する必要があります。
・災害備蓄品は、水と食料を3日分用意してください。静岡県では、7日分を推奨しています。

◆災害発生時の被害報告について

○非常災害発生時は、災害時情報共有システムにより被害状況を報告してください。
災害時情報共有システムは、介護サービス情報公表システムの災害時情報共有機能のことです。入力の流れは以下の通りです。

- ①災害発生時や災害発生の警戒を要する状況となった場合は、厚生労働省がシステムに「災害情報」（例えば令和〇年台風〇号）を登録する。
- ②静岡県が、県下各事業所に入力を依頼する。（介護サービス情報公表システムに登録したメールあてに連絡する。）
- ③各事業所は、システムに被害状況等を入力する。

○災害時情報共有システムについては、静岡県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040733/1023447.html>

○なお、上記のほか、必要に応じてメール等で市への報告を依頼する場合があります。

◆河川の洪水浸水想定区域又は土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設に該当する事業所については、平成 29 年6月に水防法・土砂災害防止法の一部改正が施行され、同法に基づく利用者の避難確保計画の作成・市への報告・避難訓練の実施が義務化されました。さらに令和3年5月に同法の一部改正により、避難訓練の結果を施設の所有者又は管理者が市へ報告することが義務化されました。

- ・避難訓練の実施結果報告については、1年に1回程度、対象となる介護事業所に市河川課より報告依頼通知を発出しますので、通知のとおり対応してください。
- ・避難確保計画の届出については、計画を作成又は変更した時に介護事業所から市河川課へ提出していただきます。

○避難確保計画の届出及び避難訓練実施結果の報告に関する問合せ先

焼津市役所 河川課 河川計画担当：電話：054-626-1118

<https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/river-coast/suibo/youhairyo.html>

衛生管理について

- 施設・設備の衛生管理マニュアルや感染症対策マニュアルを整備しているか
- マニュアルに沿って、衛生管理や感染症対策を行っているか
- 従業者の日々の健康状態を確認しているか

- ・感染症の予防及びまん延防止のための措置が義務付けられています。
- ・業務継続計画には感染症対策も含まれます。

緊急時の対応について

(居宅介護支援・介護予防支援を除く)

- 緊急時の対応手順(マニュアル)が定められているか
- 対応手順は従業者に周知され、速やかな対応ができるか

ハラスメント対応について

- ハラスメント防止の方針が定められ、従業者に周知されているか
- ハラスメントの相談窓口が従業者に周知されているか
- ハラスメントの相談に適切に対応しているか(記録)

事故発生時の対応について

- 事故発生時の対応方法(マニュアル)が定められているか
- 対応マニュアルは従業者に周知され、速やかな対応ができるか
- 事故が発生した場合に、家族、介護支援専門員(必要時には市町)に報告しているか
- 事故の状況や経過を記録しているか
- 事故の内容は従業者間で情報共有し、再発防止策のための取り組みを行っているか

- ・居宅介護支援事業所においても、事故発生時の対応や必要な様式を定める必要があります。
- ・地域密着型介護老人福祉施設においては、事故発生時の対応について、事故発生防止のための安全対策の担当者を配置することが規定されています。
- ・重要事項説明書に、事故発生時の対応を記載してください。

苦情対応について

- 苦情受付の窓口や苦情対応マニュアルは整備されているか
- 苦情受付窓口・苦情処理体制は利用者やその家族に周知されているか
- 苦情内容を記録し保管しているか
- 苦情内容は従業者間で情報共有し、苦情内容を踏まえたサービスの質向上の取り組みを行っているか

事故・苦情の市への報告について

次の事故・苦情は、市（介護保険課）に報告してください。

【事故】

- ① 死亡事故
- ② 事故発生後、利用者が医師（施設の嘱託医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- ③ 利用者の事業所敷地外への離設

【苦情】

事業所が苦情として判断・処理したもの

◆事故報告書及び苦情等相談票の提出先及び問合せ先

焼津市役所 介護保険課 保険給付担当：電話054-626-1159

各様式は、市ホームページ（下記URL）からダウンロードしてください。

事故報告 ⇒ <https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/kaigo-kujo.html>

苦情報告⇒<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/insurance/kujo.html>

運営推進会議について

（該当するサービスのみ）

- 運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進会議）を規定の頻度で開催しているか
- 記録を作成し、利用者等や外部へ公表しているか

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
・・・おおむね6か月に1回以上
注意：感染症の発生により開催を見合わせた場合、感染が収束したところで開催するようにし、開催を半年先に持ち越さないようにしてください。

・小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護・・・おおむね2か月に1回以上

・公表の方法は、ホームページに掲載する、事業所内で誰でも閲覧可能な状態にしておくなどの方法が考えられます。

※運営推進会議資料を公表する内容には、個人が特定される情報が掲載されることのないよう、個人情報の取扱いに注意してください。

記録の整備と保存について

各種記録は、適正なサービス提供や保険給付の根拠であるため、正しく作成し、保管してください。

- サービス計画、サービス提供記録、従業員の勤務体制に関する記録、介護報酬請求書類等は5年間の保存をしているか
- 事故記録、苦情記録、運営推進会議の記録は2年間の保存をしているか

運営規程、重要事項説明書、利用者への内容説明について

- 運営規程には、運営基準に沿って必要な項目を定めているか
- 制度改正があった場合に、必要に応じ修正をしているか
- 報酬改定等による料金の変更があった場合に、利用者又は家族に説明し、同意を得ているか
- 重要事項説明書に、事故発生時の対応と第三者評価の有無の記載があるか
- 重要事項を説明し、同意を得た際、その日付けの記入漏れはないか
- 重要事項や苦情対応の概要、苦情相談窓口等は利用者や利用申込者等への周知のため、事業所内に掲示するか、ファイル等を置き自由閲覧可能となっているか（重要事項のWeb公表は、R7年4月～義務化）

- ・R3改正により、運営規程には「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることとなりました。
- ・居宅介護支援では、居宅介護支援の提供方法も運営規程に盛り込んでください。
- ・内容を変更した場合は、事業所内の掲示等の内容も更新してください。
- ・運営規程の内容を変更した場合は、「変更届」を提出する必要があります。

利用料の受領について

- 利用料について、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ているか
- 領収証を発行しているか
- 日常生活費等の徴収は適切か（→「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿っていること）

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護における福祉用具の取扱いについて

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）で使用する福祉用具を用意する際の費用負担については、令和6年11月11日付け通知のとおり、原則事業者の負担となります。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が日常生活上の世話を受けるサービスであり、入居者が共同生活住居においてその能力に応じ自立した日常生活を送るため使用する福祉用具に係る平均的な費用が介護報酬に含まれていることから、当該サービスを受けている間は、その介護給付費を算定できないと定めています。

よって、計画作成担当者による適切なアセスメントの結果、入居者が生活する上で必要となる福祉用具は、事業所の負担で用意してください。ただし、入居者が高機能または特殊な福祉用具を希望する場合、事業所が福祉用具を用意したが、入居者の好みで別の福祉用具を希望する場合、従来自宅等で使用していた福祉用具を持参する場合は、この限りではありません。

→<https://www.city.yaizu.lg.jp/documents/10311/20241111120547.pdf>

個別サービス計画の作成について

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- サービス担当者会議により、利用者の心身の状況を把握しているか
※サービス担当者会議の内容は、担当の介護支援専門員から記録の提供を受けない場合も各サービス事業所で記録し、保管してください。
- アセスメントを適切に行い、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて個別サービス計画を作成しているか
- 居宅サービス計画に沿って個別サービス計画を作成しているか。ケアプランとの整合性はあるか
- 利用者又はその家族等に個別サービス計画の内容を丁寧に説明し、利用者の同意を得て交付しているか
- 個別サービス計画には、目標、目標を達成するための個別的・具体的なサービス内容等が記載されているか（誰にでもあてはまるような一般的な内容になっていないか）
- 定期的にモニタリングを実施し、目標の達成状況や評価等を記録しているか
- 目標達成状況や課題の変化に合わせ、個別サービス計画の見直し、変更・更新をしているか
- 短期目標の更新の際も、サービス提供開始前に利用者の同意を得ているか

<地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護>

- ・通所介護計画に、送迎の有無を位置付けてください。
- ・屋外でサービス提供する場合は、通所介護計画に位置づけられており、且つ、効果的な機能訓練である必要があります。
- ・通所介護計画には、サービスの所要時間を記載してください。

<小規模多機能型居宅介護>

- ・居宅介護支援基準第13条各号に掲げる業務を行ってください。
- ・福祉用具を利用する場合は、居宅サービス計画に位置づけをしてください。

居宅介護支援について

【説明と同意】

- サービス提供開始時に、利用者又は家族に対し、複数のサービス事業所の紹介を求めることができることについて文書で説明し、理解したことの署名を得ているか
- 居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができることについて文書で説明し、理解したことの署名を得ているか。

【アセスメント】(再アセスメントも同様)

- 入院中等を除き、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接しているか
- 課題分析標準項目（R5改定後）に沿ってアセスメントを行い、課題分析をしているか
- アセスメントシートに空欄はないか
- アセスメントの記録を残しているか

【居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催】

- 居宅サービス計画の新規作成時、要介護認定の更新時、要介護区分の変更認定時に、サービス担当者会議を開催しているか（やむを得ない場合は照会）
- サービス担当者会議の要点を記録しているか
- 医療サービスの位置づけに際し、医師の指示を得て、内容を記録しているか
- 福祉用具貸与や購入を位置付ける場合は、利用の妥当性を検討し、必要な理由を居宅サービス計画に記載しているか。福祉用具貸与を継続して利用する場合はその必要性を居宅サービス計画に記載しているか

【居宅サービス計画の交付】

- 居宅サービス計画の内容を利用者又はその家族に丁寧に説明し、文書により利用者の同意を得て、交付しているか
- 居宅サービス計画を各サービス担当者に交付しているか
- 各サービス担当者に個別サービス計画の提出を求めているか（居宅サービス計画との連動性、整合性を確認するため）
- 意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付しているか

【モニタリング】

- 少なくとも1か月に1回、居宅を訪問し、利用者に面接しているか（例外：一定条件のもと、2か月に1回、訪問しない月はテレビ通話などによる面接）
- 少なくとも1か月に1回、モニタリング結果を記録しているか

【居宅サービス計画の変更等】

- 必要に応じ居宅サービス計画の変更を行っているか。その際は居宅介護支援の基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行っているか
- 軽微な変更該当する場合は、その経緯や根拠がわかるように記録を残しているか

加算の算定について

※各加算要件を満たすこと。国の告示だけでなく、詳細は留意事項通知等に従う必要がある。（厚生労働省ホームページ掲載の加算要件のシートを参照）

- 人員配置が要件の場合は、必要な資格保有者であるか、必要な時間の配置があるか
- 算定対象となる利用者であることの根拠資料があるか（認知症加算など）
- 加算の算定根拠資料はあるか

6 申請・届出等について

新規指定申請について

※新規事業を開始する希望がある場合は、日程の余裕をもって、まずは事前相談してください。

【指定日（事業開始日）】原則として、月の1日または15日です。

【申請書の提出】事業開始予定日の2か月程度前までに提出してください。

※必要書類が全てそろっていない場合や書類の修正が必要な場合は、希望する日に指定できないことがあります。

※通所系、入所系のサービスについては、建物が建築基準法及び消防法に適合している必要があります。焼津市役所建築住宅課、志太消防本部へ確認してください。

※次のサービスは、焼津市介護保険事業計画に定めた整備予定を勘案し、整備計画に適合しない場合は、指定することができません。また、指定を公募による方法とする場合があります。
認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

指定更新申請について

指定有効期限は6年です。6年ごとに指定更新を受けなければ指定の効力はなくなります。

【申請書の提出期日】原則、有効期限の2か月前から30日前まで。

<審査手数料>

事業の種類	新規指定 (1件につき)	指定更新 (1件につき)
地域密着型サービス	20,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	15,000円	8,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
介護予防支援	15,000円	8,000円
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）	15,000円	8,000円

変更届・休止廃止届・再開届

【変更届】変更のあった日から10日以内に提出してください。10日を過ぎた場合は遅延理由書を添付してください。

【休止・廃止届】休止、廃止の1か月前までに提出してください。

【再開届】再開日から10日以内に提出してください。

給付費算定に係る体制等届出

【提出期限】

<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・総合事業 	<p>届出が 15 日以前の場合…翌月から算定開始 届出が 16 日以降の場合…翌々月から算定開始</p> <p>*利用者や居宅介護支援事業者等への周知期間を確保するため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>届出受理日の翌月から算定開始 (届出受理日が月の初日である場合は当該月から算定開始)</p>

加算要件を満たさなくなった場合や算定できなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。

前年度の実績等が算定要件になっている加算については、毎年度、算定の可否を確認し、届出が必要な場合は期日までに提出してください。

<介護職員等処遇改善加算について>

- ・前年度から継続して令和7年度も取得する場合は、処遇改善計画書を令和7年4月 15日までに提出してください。
- ・新たに加算を取得する場合・加算区分を変更する場合は、
 - ① 処遇改善計画書は、取得する月の前々月の末日までに提出してください。
※令和7年4月又は5月から取得しようとする場合は、令和7年4月15日まで
 - ② 体制等届出書は、サービスごとに、上の表の提出期限までに提出してください。
※令和7年4月から取得しようとする場合は、令和7年4月1日まで

<お知らせ>

令和7年2月1日から、国の電子申請・届出システムで次の手続きができるようになりました。

- ①変更届
- ②廃止・休止届
- ③指定更新申請・新規指定申請
- ④介護給付費算定に係る体制等届出

焼津市ホームページから電子申請・届出システムフォームに入り、必要事項を入力することで届出ができます。利用には、G ビズ ID の取得が必要です。詳しくは下記アドレスへ
<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/denshi-shinsei.html>

※これまでどおり、窓口や郵送、メールでの申請も受け付けますが、令和8年4月からは、全国的にこのシステムによる申請、届出が原則となります。

7 業務管理体制について

介護保険サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。（介護保険法 第9節）これは、事業者自らが法令等を遵守する体制を整備するものです。業務管理体制の届出は、介護保険事業所の指定や変更の届出とは別に、必要となります。

（1）事業所が整備する内容や、届け出る事項は、事業所数により異なります。

- ・事業所数には介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所を含む（例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している場合は事業所数は「2」）
- ・病院のみなし事業所や、総合事業は除く

事業所数	整備の内容	届出事項
20 未満	法令遵守責任者の選任	下記（3）の①②
20 以上 100 未満	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	下記（3）の①②③
100 以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 法令遵守に係る監査	下記（3）の①②③④

* 法令遵守責任者：法令遵守のための体制の確保に係る責任者

* 法令遵守規程：業務が法令に適合することを確保するための規程

* 法令遵守に係る監査：業務執行の状況の監査を定期的実施

（2）届出が必要となる事由

新規に業務管理体制を整備したとき
事業所等の指定に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた場合 （例）地域密着型通所介護のみを行っていたが、新たに居宅介護支援の指定を受けた場合、 変更前の届出先は市、変更後の届出先は県となります。 ※ 変更前と変更後の両方の行政機関へ届出を提出する必要がある。
届出事項に変更があった場合

（3）届出が必要な事項

全ての事業者	① 事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ② 法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所数が 20 以上	③ 法令遵守規程の概要（規程全文の添付でも可）
事業所数が 100 以上	④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要（監査に係る規程を作成している場合は規程の全体像がわかるもの又は全文を、規程を作成していない場合は監査担当者または担当部署による監査の実施方法のわかる資料を届出書に添付する）

(4) 事業所の規模や種類により届出先が異なります。

①指定事業所が2以上の都道府県に所在し、且つ、3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働大臣※1
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、①以外の事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事
③地域密着型(介護予防)サービスのみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	事業所等が所在する市町村長
④全ての事業所が同一指定都市内(静岡市、浜松市)にのみ所在する事業者	指定都市の長
⑤上記以外の事業者	都道府県知事

※1 詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

※詳しくは各届出先へご確認ください。

※総合事業は業務管理体制整備の対象外です。

(例)

- ・焼津市内のみで、地域密着型通所介護と介護予防通所介護相当サービスのみを実施
→届出先は焼津市
- ・焼津市内のみで、居宅介護支援のみを実施→届出先は静岡県
- ・地域密着型通所介護を、焼津市内と藤枝市内で実施→届出先は静岡県

(5) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった法人に対して、整備状況を確認する一般検査、指定介護サービス事業者等の指定取消処分相当事案が発覚した場合は特別検査を行います。実施機関は、上記の届出先と同じです。

8 運営指導でのよくある指摘事項

(1) 全サービス共通の事項

問題の状況	改善指導内容
①勤務体制の確保 職場におけるハラスメント防止の措置が取られていない	事業者の方針の明確化と周知・啓発、苦情を含む相談対応体制を整備してください。
②秘密保持 従業者が就業中及び退職後にも利用者及びその家族の秘密を洩らさない旨を誓約する等の措置が取られていない	従業員全員（代表者が従業員となっている場合は代表者を含む）から、退職後まで含む秘密保持の誓約をとる等の措置を講じてください。
③内容及び手続きの説明及び同意 重要事項説明書に事故発生時の対応と第三者評価の有無が記載されていない	重要事項説明書には、事故発生時の対応及び第三者評価の有無を記載してください。第三者評価を実施していない場合は、「なし」の旨を記載してください。
④個人情報利用の同意 個人情報利用の同意書について、家族の署名を得ていない	本人と家族の個人情報を扱うため、本人・家族ともに署名を得てください。
⑤重要事項の掲示もれ 事業所内に重要事項の掲示がされていない	重要事項をいつでも閲覧できるよう、掲示又はファイル備え付けなどの対応をしてください。なお、R7年4月～、Web公表も義務づけられます。
⑥書類の日付もれ 契約書、同意書、サービス計画書など、日付の記入がもれている	日付はその同意を得た日を証明する意味があるため、省略せずに記入してください。
⑦加算の要件もれ 各種加算を算定するのに必要な要件が満たされていない	加算を算定する際は、基準をよく確認してから算定してください（不十分な場合は、報酬返還となる場合があります）。

(2) サービス別の事項

問題の状況	改善指導内容
<p>①再アセスメント〔居宅介護支援〕</p> <p>居宅サービス計画に新たなサービスを追加した際、再アセスメントした記録がない。</p>	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立って行う課題分析に当り、利用者の生活全般を十分に把握すること（アセスメント）が重要であり、アセスメントの結果及び利用者・家族の希望を勘案し最適なサービスを検討して居宅サービス計画（原案）を作成することになります。</p> <p>アセスメント結果は記録することとされており、再アセスメントをした日付、少なくとも変化のあった全項目、変化がなかった場合も再アセスメントしたことがわかるよう追記する等記録に残してください。</p>
<p>②サービス担当者会議が開催されていない〔居宅介護支援〕</p> <p>サービス担当者会議が開催されないまま、新たなサービスが追加されていた。また、照会記録もない。</p> <p>追加したサービスの担当者とだけ会議を行っている。</p>	<p>介護サービスを増減する際は、軽微変更にあたるものを除き、サービス担当者会議を開催し、担当者間での情報共有をしてください。サービス担当者会議に出席できない場合は、担当者会議までに意見照会し、担当者会議の場で意見を共有してください。</p> <p>サービスを追加する場合は、追加したサービス事業所を含め、計画に位置付けているすべてのサービス担当者を招集してください。</p>
<p>③主治医への居宅サービス計画の交付がされていない〔居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護〕</p> <p>医療系サービスを位置づけた際に、主治医等への居宅サービス計画の交付を行っていない。</p>	<p>居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治医等の指示があることを確認しなければならず、主治医等とのより円滑な連携のため、主治医等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画は、指示をした主治医等へ交付しなければならぬとされています。</p> <p>主治医等へ居宅サービス計画を交付し、交付したことがわかるよう支援経過等へ記録するようにしてください。</p>

<p>④居宅サービス計画の作成が居宅介護支援基準に従っていない〔小規模多機能型居宅介護〕</p> <p>再アセスメントの実施、個別サービス計画の入手、福祉用具の品目記載など、居宅介護支援基準に沿った業務が行われていない。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、居宅介護支援基準に定めている具体的取組方針に沿って業務を行ってください。</p>
<p>⑤介護予防支援事業者へ実施状況の報告〔介護予防訪問・通所介護相当サービス〕</p> <p>毎月1回の介護予防支援事業者への実施状況の報告がされていない。</p>	<p>個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告してください。</p>

9 介護保険課保険給付担当からの連絡

(1) 各サービス計画作成依頼（変更）届出書について

① 様式変更

様式の変更に伴い被保険者の署名欄が追加されました。署名欄が空欄での提出が見受けられますので、市への届出前に記入漏れがないか必ず確認してください。

署名…本人が自分で書いた自分の氏名のこと。「自署」や「サイン」とも呼ばれ、手書きであること。

※どうしても被保険者本人が署名できない場合

- ・被保険者氏名 代筆 代筆者氏名（基本は家族）
- ・被保険者氏名（記名） 押印

② 介護老人保健施設退所に伴いサービス計画作成依頼（変更）届出書を届け出る場合

介護老人保健施設については保険者に入退所の連絡がないため、介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所に名称又は地域包括支援センターの名称」の欄に事業所名等の印字若しくはスタンプ印がある場合は、介護老人保健施設の入所日を把握したうえで届け出をお願いします。

(2) 負担割合について

負担割合（1割、2割、3割）について、電話で回答することはありません。被保険者家族に対して新規申請の認定結果が出る前にケアマネジャーや施設から事前に負担割合（1割、2割、3割）について確認するようにとの案内がされている事例がありますが、市として回答できませんのでそのような案内をしないようにお願いします。

10 市関係部署の連絡先

焼津市役所：〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号

地域包括ケア推進課（市役所3階）		
メールアドレス	choju@city.yaizu.lg.jp	FAX 621-0034
・事業者指導担当（介護保険事業所の指定、指導監督、施設での高齢者虐待対応、社会福祉法人の認可・指導監督等）		電話 625-7020
・地域包括ケア推進担当（総合事業、地域包括支援センター、認知症対策、介護予防事業、養護者による高齢者虐待対応、在宅医療・介護連携推進等）		電話 626-1219
・高齢者福祉担当（おむつ券、配食、タクシー券などのほほえみサービス、養護老人ホームの入所相談、敬老事業等）		電話 626-1117
介護保険課（市役所2階）		
メールアドレス	kaigo@city.yaizu.lg.jp	FAX 626-2187
・保険給付担当（介護保険料、保険給付、被保険者資格管理、苦情・事故報告、住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費、利用者負担軽減等）		電話 626-1159
・認定担当（要介護・要支援認定、介護相談員派遣等）		電話 626-1167

焼津市地域包括支援センター

保健、介護、福祉の3分野の専門職（保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど）が連携し、高齢者に関する総合的な相談に対応します。

北部地域包括支援センター 電話：626-3219 住所：焼津市大覚寺3-2-2（焼津市総合福祉会館内）
中部地域包括支援センター 電話：628-8811 住所：焼津市西小川5-6-3
南部地域包括支援センター 電話：656-3322 住所：焼津市東祢宜島12-4（イオン焼津店1F東側）
大井川地域包括支援センター 電話：664-2700 住所：焼津市宗高572-1（大井川福祉センター『ほほえみ』内）

1 1 参考資料：インターネット上に公開されている基準、通知、マニュアル等

令和6年報酬・基準改定関係

- 令和6年介護報酬改定について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
- 介護保険最新情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/index_00010.html

感染症対策、災害関係

- 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/taisakumatome_13635.html
- 介護現場における感染対策の手引き（R5年9月版）（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（県）
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040732/1040731/1002978/1023391.html>
- 高齢者福祉施設における災害対応マニュアル（県）
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040582/1040753/index.html>

高齢者虐待防止関係

- 高齢者虐待防止マニュアル（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html
- 身体拘束ゼロへの手引き（静岡県ホームページ掲載資料より）
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/052/129/3.pdf

その他運営基準関係

- 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
- 介護現場におけるハラスメント対策（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
- 科学的介護情報システム（LIFE）について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html